

○厚生労働省告示第七十四号

民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第一百十号。以下「法」という。）の施行に伴い、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条第七号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業（平成十年厚生省告示第十五号）の一部を次の表のように改正し、法の施行の日（平成三十年四月一日）から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>1 医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人については次に掲げる事業</p> <p>一 (略)</p> <p>二 社会福祉法第二条第三項に規定する第二種社会福祉事業のうち次に掲げるもの</p> <p>イ ニ (略)</p> <p>ホ 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律(平成二十八年法律第百十号)第二条第四号に規定する養子縁組あつせん事業</p> <p>ヘ ㄱ カ (略)</p> <p>2 前項に掲げる以外の医療法人については次に掲げる事業</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前項第二号イからカまでに掲げる事業</p>	<p>1 医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人については次に掲げる事業</p> <p>一 (略)</p> <p>二 社会福祉法第二条第三項に規定する第二種社会福祉事業のうち次に掲げるもの</p> <p>イ ニ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ホ ㄱ ワ (略)</p> <p>2 前項に掲げる以外の医療法人については次に掲げる事業</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前項第二号イからワまでに掲げる事業</p>